

補 足 説 明 書

1 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札又は当消防組合契約規則第 27 条第 3 項の規定による確認を受けない代理人が行った入札
- (2) 指定の日時までに提出又は到着しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において入札保証金を納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者が行った入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一入札において入札者又はその代理人が 2 以上の入札を行ったその全部の入札
- (6) 同一入札において入札者及びその代理人がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 入札に関し、不正な行為により行われ、又は不正な行為があると疑うに足りる事実がある入札
- (9) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

2 入札保証金

入札予定金額の 100 分の 3 に相当する額以上。入札執行時間までに企画戦略課に納付すること。なお、入札保証金の納付のない場合は、入札に参加できない。

(1) 種類

- ア 現金（社名入りの封筒に入れ、表に金額を記入すること。）
- イ 国債、地方債
- ウ 銀行が振り出し、または支払保証した小切手（社名入りの封筒に入れ、表に金額を記入すること。）
- エ 銀行に対する定期預金債権（社名入りの封筒に入れ、表に金額を記入すること。）

(2) 入札保証金の免除（枚方寝屋川消防組合契約規則第 21 条）

- ア 入札保証保険証券を提出したとき。（入札予定金額の 100 分の 3 以上）
- イ 入札に参加しようとする者が次のいずれかに該当し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。

（ア） 有資格者名簿に登載されていること。

（イ） 過去 2 年の間に組合、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したこと。

a 本消防組合発注の場合

免除申請書

b 国又は他の地方公共団体発注の場合

免除申請書・契約書の写し

※ 有資格者名簿に登載されている者については、入札保証金が免除される取扱いとなっています。この場合、入札に際しては、「入札保証金・契約保証金免除申請書」の提出は不要です。

(3) 入札保証金の帰属

落札をしながら正当な理由がなく契約を締結しないときは、入札保証金は本消防組合に帰属する。また入札保証金を免除された者が正当な理由がなく契約を締結しないときは落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴収する。

3 契約保証金

(1) 契約保証金の額

- ア 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 1 項に規定する公共工事に関する契約
契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の額
- イ その他の契約
契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上の額

(2) 種類

入札保証金の項を準用する。ただし「入札保証金」は「契約保証金」と読み替える。

(3) 契約保証金の納付の免除

入札保証金の項(2)イ(ア)の項を除く。)を準用する。ただし「入札保証保険証券」は「履行保証保険証券」と読み替える。

※ 落札者となり、入札保証金の項(2)イ(イ)に該当することにより、契約保証金の免除の手続きを行う場合は、当該契約締結の際に「入札保証金・契約保証金免除申請書」の提出が必要になります。

契約保証金の納付の免除(枚方寝屋川消防組合契約規則 49 条)は下記のとおりです。

枚方寝屋川消防組合契約規則<抜粋>

(契約保証金の納付の免除)

第49条 管理者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に消防組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 物品の買入れ及び借入れ又は物品の修繕に係る契約（第 6 号から第 8 号までに規定する契約を除く。）を締結する場合において、当該契約を締結する日の属する年度及び過去 2 年度の間に消防組合、国又は他の地方公共団体と契約（国又は他の地方公共団体との契約にあっては、種類及び規模をほぼ同じくするものに限る。）を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者についてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品の売り払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 契約金額が 1,500,000 円未満のとき。
- (7) 単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。
- (8) 前 2 号に掲げる場合のほか、随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 管理者が特に認めるものであるとき。

2 前項第 3 号の規定により契約保証金の納付の免除を受けようとする者は、契約保証金免除申請書及び当該免除事由に係る契約書（消防組合との契約に係るものを除く。）の写しを提出しなければならない。ただし、消防組合との契約のみを理由として当該免除を受けようとする場合は、この限りでない。